

厚生労働大臣が定める現物給与の価額について

給与や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合（現物給与）の価額は、厚生労働大臣が定めることとされています。

このたび、直近の統計調査により現物給与の価額が一部地域で改正され、平成26年4月1日から適用されることになりましたのでお知らせいたします。

記

1 現物給与の価額

- (1) 都道府県別現物給与の価額一覧表を掲載しております。
- (2) 当健康保険組合で、所在する事業所が多い大阪府、奈良県の食事の価額が変更されていますのでご確認ください。

2 注意事項

- (1) 平成26年4月1日以降に適用される資格取得届、月額変更届、算定基礎届等をご提出の際には、変更後の現物給与の価額により算出してください。
- (2) 現物給与価額の改定は固定的賃金の変動に該当しますので、月額変更届が必要になる場合があります。
- (3) 原則として被保険者の勤務地の所在する都道府県における現物給与の価額を適用します。
※派遣労働者、在籍出向者、在宅勤務者等は勤務地の所在する都道府県と異なる場合があります。

厚生労働大臣の定める現物給与の価額

平成26年4月1日改正
(単位:円)

(厚生労働省告示第20号)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等	その他の報酬等
	1人1月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額	1人1月当たりの住宅の利益の額 (畳1畳 1.65㎡につき)	
1 北海道	17,400	580	150	200	230	870	時価
2 青森県	*17400	*580	*150	200	230	840	時価
3 岩手県	*17100	*570	140	200	*230	970	時価
4 宮城県	17,700	590	150	210	230	1,250	時価
5 秋田県	17,100	570	140	200	230	930	時価
6 山形県	18,000	600	150	210	240	1,050	時価
7 福島県	17,400	580	150	200	230	1,000	時価
8 茨城県	*17400	*580	*150	200	230	1,150	時価
9 栃木県	*17700	*590	150	*210	230	1,190	時価
10 群馬県	*17400	*580	*150	200	230	1,060	時価
11 埼玉県	*18000	*600	150	210	*240	1,580	時価
12 千葉県	18,000	600	150	210	240	1,530	時価
13 東京都	*19200	*640	160	220	*260	2,400	時価
14 神奈川県	*18600	*620	*160	*220	*240	1,900	時価
15 新潟県	*17700	*590	150	*210	230	1,080	時価
16 富山県	17,400	580	150	200	230	1,090	時価
17 石川県	18,000	600	150	210	240	1,130	時価
18 福井県	*18600	*620	*160	*220	*240	990	時価
19 山梨県	*18000	*600	150	210	*240	1,100	時価
20 長野県	18,000	600	150	210	240	1,030	時価
21 岐阜県	17,400	580	150	200	230	1,020	時価
22 静岡県	*18000	*600	150	210	*240	1,280	時価
23 愛知県	17,700	590	150	210	230	1,300	時価
24 三重県	17,400	580	150	200	230	1,080	時価
25 滋賀県	18,000	600	150	210	240	1,170	時価
26 京都府	18,600	620	160	220	240	1,450	時価
27 大阪府	*18300	*610	150	210	*250	1,480	時価
28 兵庫県	18,000	600	150	210	240	1,290	時価
29 奈良県	*18300	*610	150	210	*250	1,060	時価
30 和歌山県	*18300	*610	150	210	*250	920	時価
31 鳥取県	17,700	590	150	210	230	950	時価
32 島根県	18,600	620	160	220	240	910	時価
33 岡山県	17,100	570	140	200	230	1,140	時価
34 広島県	17,700	590	150	210	230	1,170	時価
35 山口県	17,700	590	150	210	230	910	時価
36 徳島県	17,100	570	140	200	230	990	時価
37 香川県	*17400	*580	*150	200	230	1,010	時価
38 愛媛県	17,400	580	150	200	230	950	時価
39 高知県	17,700	590	150	210	230	910	時価
40 福岡県	17,400	580	150	200	230	1,150	時価
41 佐賀県	17,100	570	140	200	230	900	時価
42 長崎県	*17700	*590	150	*210	230	920	時価
43 熊本県	17,100	570	140	200	230	990	時価
44 大分県	*17400	*580	*150	200	230	950	時価
45 宮崎県	17,100	570	140	200	230	890	時価
46 鹿児島県	17,700	590	150	210	230	950	時価
47 沖縄県	*17700	*590	150	*210	230	970	時価

※ 改正箇所は*印を付して表示しています。

1 原則として被保険者の勤務地が所在する都道府県の価額を適用します。

2 食事について、上表の額の3分の2以上を本人が負担している場合は、現物による食事の供与は無いものとして取り扱います。

3 住宅について、居間、茶の間、寝室、食事室、応接間などの居住用の室を対象とします。(玄関、台所、トイレ、浴室、廊下など居住用の以外の室、店、事務室などの営業用の室は含めません。)

4 計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。